

## 教員の懲戒処分について

このたび、下記のとおり懲戒処分を行いました。

### 記

1. 被処分者 : 本学薬学部教授 (男性、50 歳代)
2. 処分の内容 : 停職1月 (2023年11月1日～2023年11月30日)
3. 処分の概要

懲戒に該当する事実は、以下のとおりであります。

被処分者は、教育上不適切な言動を行い、職務上の優越的な地位又は権限を利用したハラスメント行為があったことが判明しました。

上記の行為は、京都薬科大学ハラスメントの防止措置等に関する規程第2条第1項第3号のアカデミック・ハラスメント「教育職員がその職務上の地位又は権限を不当に利用して他の教育職員又は学生に対して行う研究若しくは教育上又は修学上の不適切な言動をいう」に該当する行為であることから、職員就業規則第41条第1項第1号の規定により、停職1月の処分を行いました。

又、理事長から学内教員の管理監督的立場にある大学長に対して、今後、二度とこのような事態を起こさないよう、厳重に注意を行いました。

#### 4. 再発防止について

当該教員の行った行為は、教育に携わる者としてあるまじき行為であり、被害を受けた方をはじめ関係の皆様にご心より深くお詫び申し上げます。

本学では、ハラスメント防止の取組みを推進してきましたが、このたびの事態を重く受け止め、今後このようなことが起こらないよう、職員に対して一層の啓発意識を図るとともに、再発防止、信頼の回復に努めて参ります。

以上

#### 【本件に関するお問い合わせ先】

京都薬科大学 庶務課 TEL: 075-595-4600 FAX: 075-595-4750